

山口市国民保護協議会運営要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、山口市国民保護協議会条例（平成18年山口市条例第16号）第8条の規定に基づき、山口市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務代理)

第2条 山口市国民保護協議会条例第3条に規定する会長があらかじめ指名する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 山口市副市長
- (2) 山口市防災統括監

(会 議)

第3条 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。

(委 任)

第4条 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。

(会長の専決処分)

第5条 会長において会議を招集する暇がないと認めるとき、その他やむを得ない理由により会議を招集することができないときは、会長は、会議が処理すべき事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の会議に報告し、その承認を求めなければならない。
- 3 第1項に定める場合のほか、会長は、会議が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

(部 会)

第6条 部会の設置及び運営について必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

(記録)

第7条 会長は、協議会の会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を調製し、保管しなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。